令和７年度　基本評価の実施に向けて

資料 1

■ 検討にあたっての考え方

○ 令和６年度においては、新しい総合計画を策定したことから、新たな政策体系に沿った目標や施策を整理し、適切な指標の設定に努めた。

○ 政策評価制度の改善・充実のため、今年度の取組を振り返り、令和７年度基本評価の実施に向けた検討を行う。

＜令和６年度　基本評価における主な取組事項＞

１．総合計画の政策目標に関連した成果指標の設定

・ 総合計画に掲げる指標はもとより、施策ごとに、設定基準に適合する多様な数値を成果指標に設定

２．その他統計数値等の設定に関する基準の改正

・ あいまいであった「その他統計数値等」の位置づけを明確化

政策評価の客観的かつ厳格な実施

取組１：総合計画の政策目標に関連した成果指標の設定

○ 令和６年度基本評価における施策ごとの「成果指標」の設定状況は次のとおり。

・成果指標のうち「総合計画に掲げる指標」の採用数 / 総合計画に掲げる指標数　１０８/１０８指標

・施策に設定された成果指標総数（延べ）　２２６指標

・施策ごとの「成果指標」設定数

設定数	0（設定なし）	1	2	3	4	5
R6(120施策)	**0施策**	**40施策**	**38施策**	**23施策**	**13施策**	**6施策**

考 察

・ 総合計画に掲げる全108指標に加え、118指標を新たに成果指標に設定。

・ 成果指標の設定数が０（設定なし）の施策を解消。（令和５年度は１施策あり。）

・ 一方で、半数以上の施策においては、成果指標の設定数が２つ以下という状況。

→　引き続き、多面的に評価できるよう複数の成果指標の設定について働きかけが必要。

取組２：その他統計数値等の設定に関する基準の改正

○ 成果指標を補足するため、より一層「その他統計数値等」を活用することとし、「令和６年度 成果指標等の設定に関する基準」において位置づけを明確化。

○ その他統計数値等の設定に当たっては、**３つの留意事項を明示**するとともに、**設定数条件を規定**。

令和６年度　成果指標等の設定に関する基準（抄）

第３　その他統計数値等の設定に関する基準

１　その他統計数値等の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

３つの留意事項

（1）　より課題を明確化するため、**施策に関連する様々な統計数値等を設定**すること。
（2）　地域の課題や実情など**社会経済情勢を明らかにする統計数値等を設定**すること。
（3）　**施策の目標や課題及び取組と直結する統計数値等を設定**すること。

設定数

２　前項を踏まえて、**取組項目ごとに１つ以上、全体で３つ以下**のその他統計数値等の設定に努めること。

取組２：その他統計数値等の設定に関する基準の改正 ～ ３つの留意事項への合致状況

○ 各施策に設定された「その他統計数値等」総数２０９のうち、成果指標設定基準において新たに定めた「３つの留意事項」への合致状況は次のとおり。

	留意事項に合致するその他統計数値等実数 （合致する留意事項が複数ある場合、重複して計上）
（1）施策に関連する様々な統計数値等	**９１**
（2）社会経済情勢を明らかにする統計数値等	**１０１**
（3）施策の目標や課題及び取組と直結する統計数値等	**１６３**

考 察

・ その他統計数値等の設定に関する基準として、３つの留意事項を示したところ、各部局等の判断において、概ね基準に該当する統計数値等が設定された。
（施策ごとの「その他統計数値等」設定状況は次項を参照。）

・ 一方で、３つの基準が総括的かつ類似していることから、設定に苦慮するとの意見があった。

→ 導入初期段階が経過し、「その他統計数値等」に対する理解が一定程度進んだことから、位置づけ（設定に当たっての「留意事項」）の見直しと、より分かりやすい内容となるよう文言整理が必要。

取組２：その他統計数値等の設定に関する基準の改正 ～ 設定数

○ 成果指標設定基準において新たに定めた「設定数条件（取組項目ごとに１つ以上、全体で３つ以下）」を踏まえた、各施策の「その他統計数値等」の設定状況は次のとおり。

	令和５年度（数値基準なし）	令和６年度（１つ以上３つ以下）
・施策に設定されたその他統計数値等総数（延べ）	１７３指標	２０９指標

・施策ごとの「その他統計数値等」設定数

設定数	0（設定なし）	1	2	3
R5(132施策)	43施策	33施策	30施策	26施策
R6(120施策)	5施策	48施策	40施策	27施策

考 察

・ 取組項目ごとに１つ以上のその他統計数値等の設定を求めたことにより、「設定なし」の施策が大幅に減少した。

・ 一方で、成果指標が、施策全体に関する長期的な目標値であって、単年ごとの取組との結び付きが弱い場合もあり、適切な進捗管理に向けて、施策の目標や課題及び取組と直結する「その他統計数値等」による補足が求められている。

→ 取組の短期的・直接的な成果を測ることができる数値データを「その他統計数値等」に設定するよう促す必要がある。

その他：成果指標の設定に関する基準について

○ 令和5年度に定めた「成果指標の設定に関する基準」について、導入から２年が経過し、一定程度の理解が進んだことから、実態に即した位置づけや、内容の精査を検討する必要がある。

成果指標の設定に関する基準の課題・問題点

■成果指標の設定に当たっては、「**次の事項（５項目）に留意するもの**」としているが、実際の運用上は、５項目全てが横並びに位置づけられるものではない。

（1） 原則アウトカム指標
（2） 施策の目標や課題及び取組と直結する指標
（3） 総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる指標

→ 指標設定に当たっての **「必須要件」**

（4） 法令上の体制整備関連数値を、達成率100%到達後も成果指標とする場合の取扱い
（5） 同類の成果指標を複数設定する場合の取扱い

→ 特定の場合を想定した **「留意事項（但し書き）」**

■一部の成果指標においては、「施策の推進状況（達成率）を明らかにする」という成果指標設定の目的を果たせていない。

区分	現状の取扱い	課題
目標値が０である場合	０に到達すれば、その程度に関係なく一律に達成率100%、未達であれば、同じく一律に達成率０％	目標値が０のため、通常計算式での達成率算出が困難
目標値が具体的数値ではない場合（例：延伸、黒字など）	目標設定条件をクリアしていれば、その程度に関係なく一律に達成率100%、未達であれば同じく一律に０％	目標値が具体的数値ではないため、通常計算式での達成率算出が困難

考 察

成果指標の位置づけ（設定に当たっての「留意事項」）の再考、及び適切な推進状況（達成率）の算出が出来ていない成果指標の見直しに向けて、新たなルールが必要。

令和７年度に向けて

○ 成果指標の設定に関する基準の改正

・ 要件の明確化

留意事項５項目から、必須要件３項目と留意事項２項目へ再編

・ 新たな留意事項を追加

適切な推進状況（達成率）が算出困難な場合の取扱いを追加

○ その他統計数値等の設定に関する基準の改正

・ 要件の明確化

留意事項を再編

・ 文言の整理

※具体的な文言は検討中

○ その他統計数値等の一層の充実

・ 上記基準の改正に加え、その他統計数値等の設定状況の確認を、政策評価委員会の重点実施事項とし、質と量の両面での充実を図る

政策評価の客観的かつ厳格な実施

政策評価の目的

政策の合理的な選択と質の向上	限りある財源、人員等の効果的配分	行政の透明性の確保と説明責任の遂行